

盛岡市芸術文化推進指針

歴史風土に包まれた心豊かに芸術文化が生きるまち



平成30年3月

盛 岡 市

歴史風土に包まれた心豊かに芸術文化が生きるまち

盛岡市は、これまで、石川啄木の顕彰と若い世代の短歌づくりの振興のための高校生全国短歌大会（短歌甲子園）や盛岡劇場を中心にした、演劇ワークショップ、もりげき八時の芝居小屋などの取組など、盛岡劇場、都南文化会館、盛岡市民文化ホール及び渋民文化会館の四つの文化会館を中心に、各館の特色をいかした芸術文化によるまちづくりを進めてきました。

特にも、歴史ある盛岡文士劇の東京公演は一つの集大成であり、盛岡ブランドである「演劇のまち盛岡」を全国に発信することができました。

また、市内各地に根付いた民俗芸能を披露する「もりおか郷土芸能フェスティバル」を開催するなど、文学や演劇、そして、民俗芸能などの芸術文化の振興を図ってきました。

これらの芸術文化の歴史は、本市の四季の移ろいが、美しい彩りを生み出す豊かな自然環境の中で、文学や舞台芸能、民俗芸能などに代表される「盛岡が育んできた文化的土壌」あるいは「城下町の暮らし文化に裏打ちされた市民主体の芸術文化」が脈々と市民生活の中に受け継がれてきたものであり、盛岡市民の誇りであると考えています。

さらに、今日の暮らしを取り巻く環境が変化していく中で、芸術文化の振興は市政全体で改めて大切な意義を持ち、市民が豊かな生活を送る上でも、また、まちづくりのキーワードとしてもきわめて重要になってきています。

今回策定する盛岡市芸術文化推進指針は、盛岡市総合計画に位置付けられている歴史文化の保存継承を含む芸術文化の振興を図るため、現状や課題、そして今後の基本的な方向性を示したものです。

策定に当たり、多くの皆様から様々な形で貴重な御意見や御提言をいただきましたことに心から感謝申し上げます。

市としては、これまで培ってきた貴重な財産を次世代に継承させるとともに大きく発展させ、市内外に発信することにより更なる文化の薫るまちづくりに取り組んでまいりますので、一層の御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

平成30年3月

盛岡市長 谷藤 裕明

盛岡市芸術文化推進指針

目次

第1 指針の基本的事項	2
1 趣旨	2
2 対象範囲と位置付け	4
3 指針の見直し及び基本計画の策定	5
第2 現状と課題	6
課題1：芸術文化活動の充実	7
課題2：文化会館の整備と活用	10
課題3：文化財の保護と活用	12
課題4：推進体制	13
第3 基本理念	15
第4 基本的な方向性	16
方向性1：芸術文化の鑑賞機会の充実と担い手への支援	16
方向性2：芸術文化を支える人材や団体の育成及び環境の充実	18
方向性3：芸術文化の力を活用したまちづくり	20
方向性4：芸術文化の情報収集発信	21
資料編	23
【資料1】盛岡市の芸術文化活動	24
【資料2】市民意識調査の結果	40

第1 指針の基本的事項

1 趣旨

盛岡市は盛岡藩20万石の城下町として発展し、盛岡城跡をはじめとした有形の文化遺産や能楽、茶の湯、生け花などの伝統文化があります。また、さんさ踊りや神楽などの無形の民俗芸能が各地域で盛んに行われてきました。これらの有形無形の文化遺産は、先人たちの努力により保存継承され、今に息づいています。

大正2(1913)年には、盛岡劇場ができ、歌舞伎、演劇を中心としてあらゆる芸能、演芸、講演会など多種多様な催し物が行われ、まさに盛岡劇場は文化を醸成しながら盛岡、岩手の芸術文化の発信源、情報基地として歩んできました。

芸術文化は、私たちに喜びや感動、心の潤いや安らぎをもたらし、創造性を育むとともに、自らが住む地域への愛着と誇りを持たせると同時に人生を豊かにしてくれるものです。また、人と人との相互理解を促すとともに、絆を深め、多様な価値観を認め合える寛容性のある社会を形成します。

近年、教育や福祉の充実、観光や産業の活性化、地域の再生など様々な分野において、芸術文化の持つ創造性を活用しながら諸問題の解決や改善につなげる手段として注目されるとともに、まちの独自性や新たな魅力を生み出す源泉にもなるものと期待されています。

平成13(2001)年に文化芸術振興基本法が制定され、この間、少子高齢化・グローバル化の進展など社会状況が著しく変化する中で、観光やまちづくり、国際交流等幅広い関連分野との連携を視野に入れた総合的な文化芸術政策の展開が一層求められてきました。また、平成32(2020)年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会を、文化芸術の価値を世界に発信する大きな機会であるとともに、文化芸術による新たな価値の創出を広く示していく好機と捉え、世界への発信や文化芸術に係る国際的な交流と貢献の推進についても盛り込まれ、平成29年度に法改正がなされました。

このような中、これまで以上に施策としての総合性を高め、盛岡の芸術文化を、世界を視野に入れて発信する必要があります。

芸術文化の振興により市民が生き生きと暮らし、市民・事業者・行政がともに芸術文化の持つ創造性を地域・産業・観光等の振興に横断的に活用

し、活力のあるまちづくりを一体的に展開していくよう、施策として体系的に位置付け、芸術文化の振興の基本的な方向性を提示することを目的に「盛岡市芸術文化推進指針」を策定します。

盛岡市総合計画～基本構想～

基本目標 2 盛岡の魅力があふれるまちづくり

施策 11 歴史・文化の継承

地域に受け継がれている歴史や文化に誇りを持ち、次世代に伝えていくため、文化財の保護に取り組むとともに、市民が歴史や文化に理解を深め、身近に感じることができるように、文化財の幅広い活用を図ります。

☆小施策Ⅰ 文化財の保護と活用

文化財指定の有無にかかわらず、有形文化財や無形文化財、民俗文化財、記念物、埋蔵文化財などの保護を適切に進めるとともに、市民がより歴史や文化に興味を持てるように、文化財の幅広い活用を図ります。

☆小施策Ⅱ 博物館等施設の整備・充実

各施設の老朽化対策を進め、必要な施設整備を行います。また、各施設では、その施設の特徴を生かした事業を展開し、市民へ学習機会を提供し、歴史や文化に対する理解が深まるような運営を行います。

施策 12 芸術文化の振興

誰もが芸術文化に親しみ、豊かな生活が送れるように、優れた芸術を鑑賞する機会を提供するとともに、市民の自主的、創造的な芸術文化活動を支援します。

☆小施策Ⅰ 芸術・文化活動の充実

優れた芸術を鑑賞する機会を提供するとともに、市民自らが表現する場や芸術団体が相互に交流する場の創設と芸術文化団体の活動を支援します。

☆小施策Ⅱ 文化施設の整備と活用

文化施設利用者へのサービス向上のため、計画的に設備の修繕、更新を実施します。また、市民の自主的・創造的な芸術文化活動が活発に行われるように、文化施設の活用を図ります。

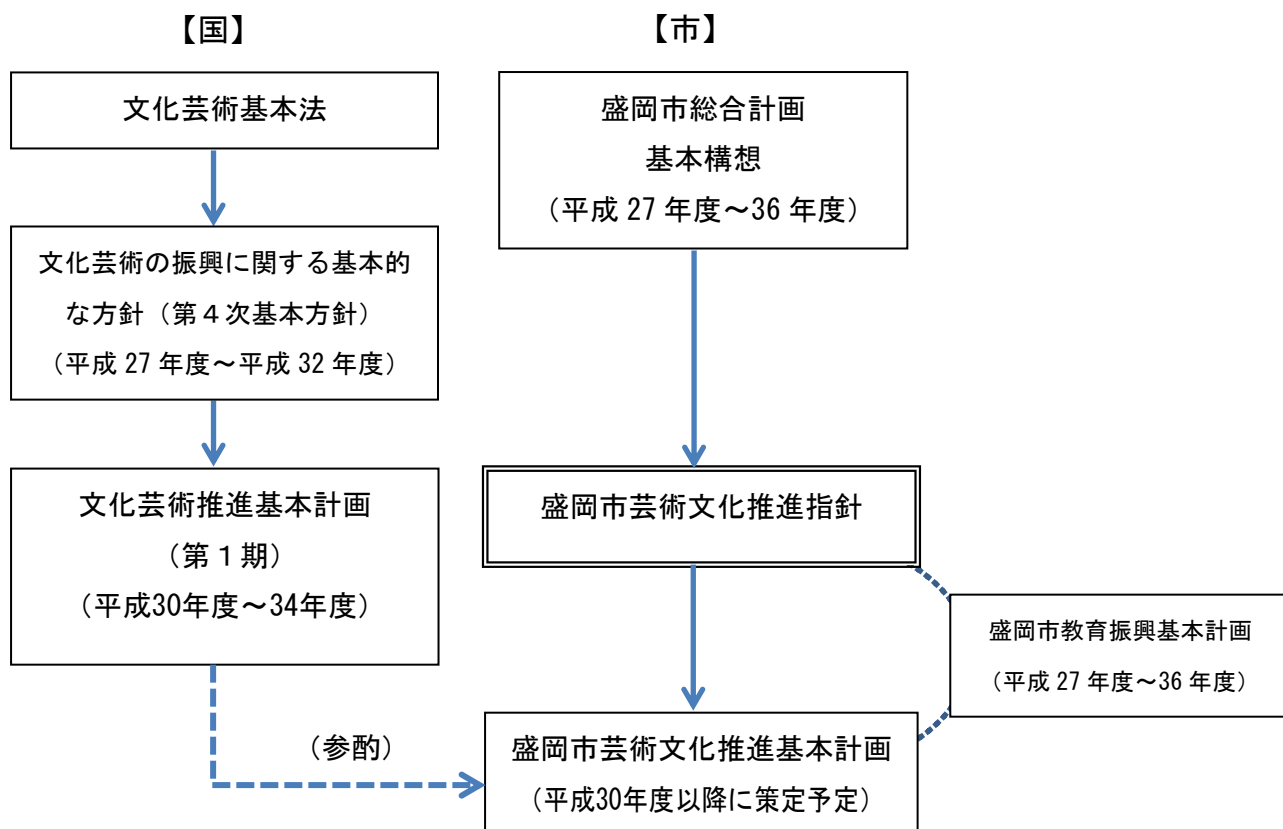
2 対象範囲と位置付け

文化芸術基本法（※）においては、芸術文化の対象範囲を「芸術」「メディア芸術」「伝統芸能」「芸能」「生活文化」「国民娯楽」「出版物及びレコード等」「文化財等」「地域における芸術文化」のほか、産業芸術など幅広く捉えています。

盛岡市芸術文化推進指針においては、平成27年4月に策定した盛岡市総合計画～基本構想～「施策11 歴史・文化の継承」及び「施策12芸術文化の振興」を対象範囲としています。

（※）文化芸術基本法は平成29年6月に文化芸術振興基本法から法律名が改められました。

【指針の位置付け】



3 指針の見直し及び基本計画の策定

本指針は、必要に応じて上位計画である総合計画に合わせた見直しを行います。

また、盛岡市総合計画の分野別計画として、国の文化芸術推進基本計画を参酌の上、文化芸術基本法第7条の2に規定されている芸術文化推進のための基本計画の策定を行います。

第2 現状と課題

盛岡市総合計画の基本構想においては、芸術文化の振興について、現状と課題を次のようにまとめています。

●現状と課題

施策11 歴史・文化の継承

「小施策Ⅰ 文化財の保護と活用」

- ・市内に所在する有形文化財や天然記念物などは、後世に引き継いでいくため、収集、記録保存及び周辺環境を含めた維持管理に努める必要があります。また、地域に受け継がれている有形民俗などの文化財については、市民の歴史学習や地域学習のほか、世代間交流やまちの活性化のため幅広い活用を図る必要があります。
- ・無形民俗文化財は、伝承基盤が確立している保存団体がある一方で、深刻な後継者不足に直面している団体もあり、保存団体の特性に応じた対策が求められています。
- ・遺跡などの埋蔵文化財については、各種の開発事業との調整を図るとともに、出土した埋蔵文化財の適切な管理や保存、調査を進め、その成果の公開に努める必要があります。
- ・志波城跡や盛岡城跡などの史跡については、基礎調査や整備・活用を計画的に進める必要があります。

「小施策Ⅱ 博物館等施設の整備・充実」

- ・博物館等施設は、その適切な管理運営と計画的な保全、整備に努める必要があります。

施策12 芸術文化の振興

「小施策Ⅰ 芸術・文化活動の充実」

- ・市民の価値観が多様化していることから、コンサートや演劇、美術展などの芸術鑑賞事業や各種講座など、芸術文化に親しむ機会を提供する事業については、市民ニーズの把握に努めるとともに、それぞれの文化会館の特色をいかしながら、魅力ある事業展開を図る必要があります。

・芸術文化活動の振興を図るため、活動発表の機会を設けているほか、優れた公演や事業などに対して共催や後援を行い支援していますが、市民の自主的な活動を促進するため、さらに効果的な支援、育成に取り組む必要があります。

「小施策Ⅱ 文化施設の整備と活用」

- ・文化会館は各施設とも建設から15年以上経過しており、設備も老朽化してきていることから、安全・快適で機能的な活動環境の提供に当たっては、適正な管理運営と計画的な施設設備の修繕や更新に努める必要があります。また、寄贈を受けた多数の市所蔵美術品の管理や有効活用を図る必要があります。
- ・芸術文化活動の振興は、長期的かつ継続的な視点に立った展開が求められることから、目標に向けて計画的に事業を展開する必要があります。

本指針において、将来に向けた芸術文化振興の基本的な方向性を明らかにするために、【資料1】盛岡市の芸術文化活動と【資料2】市民意識調査の結果から、課題を整理します。

課題1：芸術文化活動の充実

(1) 文化会館4館の特色をいかした魅力ある事業展開

人口30万人規模の都市が、盛岡劇場、都南文化会館、盛岡市民文化ホール及び渋民文化会館の文化会館（以下「文化会館」という。資料編P27～31参照。）を有していることは多いとの見方もありますが、4館体制の優位性を最大限にいかしていくためには、各館がそれぞれの特性や現状、課題を整理した上で、単館ごとでなく、連携や分担を行いながら、4館を一体的に捉え、全体としてどのような到達点を目指すのかを明らかにする必要があります。

公益財団法人盛岡市文化振興事業団（以下「事業団」という。）における事業は、アンケートを参考に企画を行っていますが、対象は事業参加者や文化会館利用者に留まっており、広くニーズを把握する仕組みが必要です。

公共の文化施設が市民の負託により運営されていることを考えると、これまでの公演や演奏会という事業だけの実施だけではなく、普段は芸術や文化に触れる機会のない、あるいは文化施設に出かけたとしてもそれがかなわない人々、自ら文化施設に足を運ぶことが少ない子どもたちなどに対して、さらに可能な限り働き掛ける必要があります。

事業団の事業について、市民ニーズとともに利用者へのサービス向上を目指して市と事業団が共通認識を持ち、事業計画立案段階から共に検討していく必要があります。

また、自主事業の展開においては、催事の内容もさることながら客席の充足率の向上が重要であり、市民ニーズの掘り起こしとそれに対応した催事企画力及び事業におけるP D C Aサイクルの構築が求められます。

(2) 芸術文化に親しむ機会

市民意識調査では、「興味はあるが時間が取れない」「どんな催し物をやっているかわからない」「入場料などの費用がかかりすぎる」という回答が多くなっています。また、芸術文化との関わりについては、「著名な作家や他の人が作った作品を鑑賞したい」という回答が半数以上となりました。

調査結果のとおり、時間的要因などから芸術文化と関わりを持ちたくても持てない人に対する環境整備が求められています。また、芸術文化との関わりについて、「著名な作家や他の人が作った作品を鑑賞したい」という回答が半数以上となっていることも踏まえ、これまで大切にしてきた質の高い作品鑑賞機会のほか、時代の流れや市民ニーズを把握して事業に反映させる必要があります。

また、本市の中心文化会館である盛岡市民文化ホールは、クラシックやオペラ、ミュージカルといった活動や鑑賞の場であることもさることながら、コンベンション会場としての利用も期待されており、目的別の利用頻度などについて調整が必要です。

(3) 芸術文化に参加する機会

芸術文化においては活動の程度や価値観が多様であることから、そ

それぞれ異なるニーズへの対応が必要となります。例えば、プロ、愛好家、興味がある人に分けて考えた場合、それぞれに合わせた対応が必要です。プロレベルを目指す人であれば、指導者の強化、高い芸術文化水準に触れる機会の提供及び設備整備、愛好家は料金を抑えて楽しめるような場や機会の提供、興味がある人については芸術文化を分かりやすく知ることができる機会の提供などが挙げられます。

そのほか、事業団では学校向けプログラムを提供していますが、学校での活用が少ない状況にあります。子どもたちへの芸術文化の普及活動は、地域の文化を育み、文化施設の支持者を増やすことにつながることから、各文化会館が行う芸術文化事業を学校教育の中で積極的に活用してもらうことが、本市及び事業団にとっても重要な課題となっています。

(4) 芸術文化団体等との連携

本市では芸術文化団体による活動が活発に行われており、あらゆる場面で力が発揮されています。様々な分野において芸術文化団体が活動していることは、総合計画におけるまちづくりの合言葉である「暮らしたい 身近に芸術（アート）があるまちに」の実現に大きな意味を持っています。

本市の芸術文化の裾野を広げていくために、各分野の芸術文化団体などと連携していくことが必要ですが、つながりが断片的となっています。市の全体的な芸術文化振興を進めていくためには、事業団との連携のほか、様々な分野における文化振興の担い手である芸術文化団体との更なる連携が必要です。

(5) 指導者の高齢化及び次代の担い手の育成

文化芸術の次世代育成は、緊急かつ必須の課題です。指導者の高齢化が進んでおり、次代の担い手の育成が重要な課題となっています。

課題 2 : 文化会館の整備と活用

(1) 適正な管理運営と計画的な施設設備の修繕・更新

盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化計画では、建物躯体や建築設備の改修について、事後保全の考え方から予防保全の考え方を取り入れ、20年ごとの修繕や40年での大規模改修を行い、耐用年数80年を目指すこととしています。この中で、各文化会館については、築20年前後と比較的新しいことから、適切な施設の維持管理に努めることとしていますが、この計画では施設固有の特殊な舞台設備等は除かれています。

これまで実施してきたホール舞台設備等の緊急的修繕の中にも、調光卓や音響卓の故障の修繕などがありましたが、これらの復旧が貸館の使用までに間に合わず、ホールが使用できなかつたとすれば、損害賠償を求められていた可能性もあります。また、舞台や客席の吊り物設備の整備不良は、人身事故にもつながりかねません。

ホールの機能を発揮するには、舞台設備等も、建物と同様に計画的に改修を進めていく必要があります。また、舞台設備等は技術進歩とともに、電動化やデジタル化、LED化など高機能化が進んでおり、これらの設備の更新を行う場合、舞台上部やホール天井の耐荷重や電気設備の容量に影響するため、建物躯体の改修とも密接に関連してきます。

また、文化会館の利用は、全国大会など早いものでは2年前から予約が入ることもあり、休館を伴うような施設改修や修繕の場合は、事前に利用を調整する必要があります。

これまでは応急的な修繕を行ってきましたが、前述のとおり様々なリスクを回避するためにも、施設の現状を調査した上で、設備の更新も含めた施設設備改修計画を策定し、優先順位に沿って順次修繕・更新を行っていくことが課題となっています。

(2) 市所蔵美術品の適正管理と有効活用

美術品については、所蔵数の増加とともに保管スペースが狭隘となったほか、適切な保管環境が整っていないため、美術品の劣化の進行

が危惧されます。また、有効活用のためには、既に傷んでいる美術品の修復が課題になっています。

さらに、美術品の背景や価値などについて、事業団で専門的な知識を有していても、その知識を発揮できる企画が少ないことも課題です。

(3) 利用者の利便性向上

利用者の利便性向上について、利用団体懇談会や各施設に寄せられる要望を確認しながら改善や検討を行っています。施設の構造上、実施が難しいものもありますが、トイレの洋式化やバリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入など、利便性に配慮しながら計画的に取り組む必要があります。

課題 3 : 文化財の保護と活用

(1) 有形文化財等の保護と活用

市内に所在する建造物、工芸品、歴史資料等の有形文化財等は、歴史・文化に係る公共の財産として後世に引き継ぐため、その収集・保存・維持に努める必要があります。また、地域に受け継がれている有形民俗等の文化財は、地域の独自性を認識する核となるものであり、市民の歴史学習、世代交流の場やまちの魅力の増大と活性化のために活用されるべきものです。

地域の歴史や文化を語る重要な資産として、歴史的・地域的関連性などに基づき、その周辺環境も含めて総合的に把握して、幅広い活用を図っていくことが求められています。

(2) 無形民俗文化財の保護と継承

各種伝統芸能の中には、会員数を増やし、市内外での活動を積極的に行うなど伝承基盤が確立している保存団体がある一方で、伝統芸能を取り巻く地域コミュニティの変化や山間部の少子化などにより、更に深刻な後継者不足に直面している団体もあります。

それぞれの保存団体が抱える問題を共有化するとともに、個々の文化財又は保存団体の特性に応じた対策が課題となっています。

(3) 埋蔵文化財の保護と活用

遺跡など埋蔵文化財包蔵地を保護するため、公共事業や民間開発での発掘調査を行う場合には、調整を図るとともに、市民への周知や情報提供を充実する必要があります。

また、発掘された埋蔵文化財資料の適切な収蔵・管理を行うとともに、調査結果の公開及び活用事業を活発にして、市民に還元する必要があります。

調査資料の公開においては、市民の地域の歴史・文化に対するニーズの深まりとともに専門的な回答を求められる場合もあるため、各世代の市民ニーズに対応する体制が急務となっています。

課題 4 : 推進体制

(1) 市と事業団の協働体制

平成8年までは、文化振興の施策や企画と事業を市が行ってきましたが、平成9年10月に市民文化ホールの建設を機に、専門的知識を有する職員による総合的、継続的な事業の実施と四つの文化会館の管理運営を一体的に担うことを目的に、本市が100%出資した盛岡市文化振興事業団を設立しました。音楽、演劇、美術など広い分野にわたって総合性、専門性を有する団体として、本市の芸術文化については、事業団が市の目指す事業の実施部門として、また各文化会館の指定管理者として管理運営を行っています。文化振興を更に進めていくために、多様化する市民ニーズを把握し、それに沿った事業の展開を図ることが更に必要です。

そのために、市と事業団が共通認識を持ち、それぞれの役割を担いながら芸術文化の発展に向けて、今後の在り方を議論していく必要があります。

(2) 県、広域市町及び民間施設との連携

近隣の文化会館等と事業内容や開催時期などの把握・調整を行うことで、市民にとってより魅力的な機会創出の場が増えることが期待されるため、県をはじめとするほかの機関・団体との連携の在り方の検討が必要です。

(3) 芸術文化事業（施策）に市民意見を反映させるシステムの構築

芸術文化振興の上で欠かせないのは、市民ニーズを把握することです。現在は事業終了時のアンケート、文化会館利用団体懇談会等を行っていますが、市においても芸術文化に係る審議会などを設置し、広く意見を聞き、事業や施策に反映させる仕組みが必要です。

(4) 芸術文化団体の体制

伝統芸能や生活文化を中心に高齢化と後継者難が顕著となっています。芸術文化団体の活動への若い世代の参画を促す仕組みの構築と、それとともに若い世代のリーダー育成が必要です。

また、盛岡芸術祭などの活動を積極的に展開するための体制の検討が必要です。

第3 基本理念

歴史風土に包まれた心豊かに芸術文化が生きるまち

芸術文化は、喜びや感動、安らぎや癒やしを生むとともに、豊かな感性や創造性を育み、特に子どもの人間形成に大きな影響を及ぼすとともに、地域への愛着と誇りを持つことにつながってきました。

今後も市民が生き生きと心豊かに暮らせるよう、様々な主体が協力しながら、市民が身近に芸術文化に触れ、参加する機会を充実させていきます。

また、市民の誰もが芸術文化に触れ参加するためには、利用しやすい文化施設の整備や芸術文化団体の育成支援、支えるボランティアなどの育成が必要であり、芸術文化を支える体制づくり（人づくり）と環境づくりを進めていきます。

そして様々な芸術文化活動を通じて、人と人の絆を深め、地域コミュニティを活性化させ、市民、事業者、市が協働しながら活力あるまちづくりを進めるとともに、それを市内外に発信することにより、都市ブランドと都市の魅力を高めていきます。

このようなことから今後の本市の芸術文化推進における基本理念を“歴史風土に包まれた心豊かに芸術文化が生きるまち”の実現とし、次の四つの方針に基づき、市民、民間団体、地域、企業、行政などがそれぞれの特色をいかしながら、連携・協働により取組を進めることとします。

第4 基本的な方向性

文化芸術基本法、劇場、音楽堂等の活性化に関する法律、国の芸術文化の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）（※）、劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針、盛岡市総合計画及び現状と課題、基本方針を踏まえ、本市では今後の芸術文化振興の方向性として次の四つを掲げることとします。

（※）平成27年5月22日閣議決定。文化振興基本法に基づき芸術文化の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、今後概ね6年間（平成27年度～平成32年度）を対象期間として政府が策定したもの。その中で地方創生としての対応として「芸術文化、街並み、地域の歴史等を地域資源として戦略的に活用し、地域の特色に応じた優れた取組を展開することで交流人口の増加や移住につなげるなど、地域の活性化を図る新しい動きを支援し、芸術文化を起爆剤とする地方創生の実現を図る。」とされている。

方向性1：芸術文化の鑑賞機会の充実と担い手への支援

(1) 芸術文化に親しむ機会の拡充

- 市民の活動意欲や多彩な人材による活躍を促すため、芸術文化に関わっている人のほか、時間や費用的要因などにより参加できない人に対しても機会を提供し、芸術文化への関わりを広げていくよう取り組みます。
- 高齢者や障がい者の社会参加や生きがいづくりのため、身近な公民館や老人福祉センターなどにおいて芸術文化に親しむ参加機会の提供に取り組み、芸術文化の裾野の拡大に努めます。
- 子どもたちの創造性を育み、豊かな情操を養う機会を拡大するため、子どもを対象とした文化施設による芸術普及活動（※）による観客の開拓や育成を行い、芸術文化の充実に取り組みます。
- 公民館において、市民一人ひとりが、生涯にわたり生きがいを持って充実した生活が営めるよう、芸術文化の分野を含む様々な講座を

開催し、より多くの市民が芸術文化に親しめるような機会の提供に努めます。

- ▶ 小中学校において、多様な文化や芸術に親しむとともに、豊かな情操を育てるため、優れた演劇や美術を鑑賞することなどを通して、美しいものやより質の高い芸術や文化に直接触れる体験ができるよう、機会の拡充に努めます。

(※) 芸術普及活動とは、芸術家（芸術文化団体ないし文化施設）が、普段、芸術文化に触れる機会の少ない市民に対して、（その生活の場に出向き）働き掛けを行うもの。地域派遣，体験・創作型ワークショップ，解説付芸術鑑賞など。

(2) 盛岡芸術協会をはじめとする芸術文化団体への支援

- ▶ 学校や地域などと芸術文化団体の連携を支援することにより、生活文化を中心とした伝統文化に親しむ取組を進めます。
- ▶ 盛岡芸術祭については、より多くの市民が参加し、積極的に展開するために、市、事業団、芸術文化団体による実行委員会形式による取組について検討します。

(3) 新たな芸術文化への支援

- ▶ 市民の芸術文化の発表の場である盛岡芸術祭に参加する団体以外の芸術文化団体や、これまでのジャンルにない新しい芸術に対して支援を行うなど、市民の芸術参加の機会の拡充に努めます。

(4) 芸術文化団体等との連携

- ▶ 一人ひとりの多様な芸術文化や価値観を大切にし、ニーズに合わせた対応ができるよう、また高みを目指す人はさらに才能を磨き、盛岡から飛躍する活動家が生まれるよう、事業団のほか様々な分野における芸術文化団体と相互の連携協力を図ります。

方向性 2 : 芸術文化を支える人材や団体の育成及び環境の充実

(1) 芸術文化団体等の育成, 支援

- 芸術文化活動を支える市民や芸術文化団体が、今後も継続して活動を積極的に行えるよう市や事業団による共催・後援などによる経済的な支援や発表場所の確保への支援を進めます。
- 芸術文化活動を支える人材を育成する機会を確保するほか、芸術文化団体がより積極的で自主的な団体活動ができるよう支援に取り組みます。
- 公民館において、講座の受講などをきっかけとして結成された新たな団体に対し、活動が継続して行えるよう、助言などの支援を行います。

(2) 各文化会館それぞれの特色をいかした魅力ある事業展開と機能強化

- 公共の文化会館は、年齢や障がいの有無、国籍を問わず、鑑賞、参加、創造などあらゆる形で芸術文化に触れることができる場として必要なインフラであり、まちづくりや地域活性化の核として、豊かな暮らしづくりに貢献していく役割があるとの基本認識に立ち、各文化会館が培ってきたそれぞれの特色をいかしながら、事業の企画・運営を行います。
- 文化会館は人材を育む場、芸術家が交流する場、芸術を通じた地域活性化の拠点としての機能を果たすため、芸術文化組織のプラットフォーム機能（※）を強化し、情報提供、活動場所の確保、支援制度、芸術家と市民、団体や企業とのコーディネートに積極的に取り組みます。
- 文化施設の機能として、鑑賞事業と自ら文化活動を行う市民に対する施設や機会の提供（貸館）だけにとどまらず、日頃芸術文化に触れる機会の少ない市民や地域に広く普及するため、芸術普及活動を一層推進します。

（※）プラットフォーム機能とは、市内の芸術文化プログラムの総合的な推進を目指し、学校、芸術文化団体、アーティスト、企業、地域住民、行政等が

ゆるやかに連携・協働してプログラムに取り組むため、情報共有やコーディネートを行う機能。

(3) 活動の場や鑑賞の機会の確保のための県及び他市町文化施設との連携

- 県や広域市町を含め、文化施設が限られていることから、これらの施設を有効に活用することが必要です。市民にとって、芸術文化活動の場や魅力的な芸術鑑賞機会を確保するため、県や近隣の文化会館と連携し、芸術文化の活動場所の情報提供や事業内容及び開催時期などの情報を共有することにより、催事の調整を行うなどの広域的な取組について検討を進めます。

(4) 文化会館の計画的な施設設備の修繕・更新

- 芸術文化振興の中心となる文化会館が誰もが身近で利用しやすい空間であり続けるために、施設設備に関しては、盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化計画に基づき、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した修繕を進めます。
- 劇場設備の更新に関しては、平成29年度から平成30年度にかけて行う舞台設備更新調査業務の結果を活用して、計画的な舞台設備、照明設備、音響設備の更新を行います。

(5) 市民協働

- 芸術文化団体、事業団、市民などで構成する（仮称）盛岡市芸術文化推進審議会を設置し、芸術文化振興について幅広く意見交換を行うとともに、調査・審議ができる場を設けます。
- 市、事業団、市民、芸術文化団体など、それぞれの得意分野や特色をいかして相互の連携・協力について検討し、本市の芸術文化振興に取り組みます。

(6) 中間支援組織の検討

- ▶ 市民が身近に芸術文化に接し、個性豊かな芸術文化活動を活発に行うことができる環境整備のため、民間の取組と行政の施策をつなぎ、芸術文化団体やアーティストなどの創造活動や自立を支援する中間支援組織（※）の創設について検討します。

（※）中間支援組織とは、市民（市民団体）と行政の間に立ち、市民の芸術文化活動を支援する組織のこと。具体的な支援の内容は、市民団体に対する団体相互の連携や情報交換の促進、情報やスキル、ノウハウの提供、行政に対する提言などがある。横浜市や岩手県などにおいて取組を進めている。

方向性3：芸術文化の力を活用したまちづくり

(1) 文化芸術創造都市へ

- ▶ 文化庁が推進する「文化芸術創造都市」（※）としての位置付けを確立することにより、情報収集・提供、研修の実施等を通じて国内の他都市との芸術文化創造都市ネットワークを構築し、盛岡市独自の芸術文化及び景観、生活文化の創造に努め、芸術文化における「都市の魅力」や「都市ブランド」を効果的に市内外に発信していきます。

（※）文化芸術創造都市とは、文化芸術の持つ創造性を地域振興、観光・産業振興等に領域横断的に活用し、地域課題の解決に取り組む地方自治体を文化庁で位置付けたもの。国の文化芸術立国中期プラン（平成26年3月）において、平成32年までに創造都市ネットワークへの加盟団体を約170にすることを掲げ、また、一定の基準を満たした加盟都市に対して、国の事業の採択や配分等において配慮する旨記載している。（平成30年2月15日現在、102自治体がネットワークへ加盟）

(2) 芸術文化によるまちの活性化

- ▶ 歴史的建造物や歴史的街並み、盛岡さんさ踊りやチャグチャグ馬コなどに代表される郷土芸能、南部鉄器などの伝統工芸品、もりおか三大麺などの食文化は盛岡ならではの地域資源であり、芸術文化を観光資源や産業資源として活用することにより、訪れたいまち盛岡として交流人口の増加や賑わいの形成に努めます。
- ▶ 歌人石川啄木をいかした「全国高校生短歌大会」や、直木賞作家である高橋克彦氏が中心となり中央文壇の著名作家らが客演する「盛岡文士劇」など、「文学をいかしたまちづくり」や「演劇のまち」の推進に努めます。

(3) 文化財の保護と活用

- ▶ 地域に受け継がれている歴史や文化に誇りを持ち、次世代に伝えていくため、文化財の保護に取り組むとともに、市民が歴史や文化に理解を深め、身近に感じることができるよう、文化財の幅広い活用を図ります。

(4) 地域の財産としての文化遺産の保存と活用

- ▶ 盛岡市文化財保護条例で規定する文化財以外にも、盛岡の歴史や文化を伝える重要な文化遺産があり、これらの幅広い活用や保存方法について検討を進めます。

方向性 4 : 芸術文化の情報収集発信

(1) 芸術文化の情報収集及び発信

- ▶ 市民が芸術文化に触れ、自らのライフスタイルに合う分野を見出し、活動につながるきっかけを得るため、市内に幅広い芸術文化情報が浸透するよう努めます。

- ▶ インバウンドにおける外国人については観光型から体験型へと滞在スタイルが変化しており，特に地域の優れた文化へ触れる体験が人気のあることから，海外への積極的な情報発信に努めます。
- ▶ 様々な芸術文化関連の情報を収集し，SNSやYouTubeなどの多様なメディアを効果的に活用しながら，総合的な芸術文化情報の発信に努めます。

(2) 多言語対応等による訪日外国人等への対応

- ▶ 文化会館等における訪日外国人向けの鑑賞・体験事業や多言語による解説・案内板の整備，外国語対応可能なボランティアの育成等を進めます。

(3) 2020東京オリンピック・パラリンピックにおける盛岡の芸術文化の発信

- ▶ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会は，スポーツの祭典であると同時に文化の祭典でもあり，芸術文化の価値を世界に発信する大きな機会であるとともに，芸術文化による新たな価値の創出を広く示していく好機と捉え，海外への発信のための仕組みづくりやイベントの開催について検討します。

— 資料編 —

【資料1】盛岡市の芸術文化活動

1 これまでの芸術文化行政の流れ

本市は長い歴史と豊かな自然に育まれた城下町として栄え、また歌人石川啄木、詩人・童話作家の宮沢賢治も、多感な青春時代をこの盛岡の地で過ごし、街並みは今もその面影を残しています

藩政時代から、伝統的な文化を守りながらも外部から多くの文化人を積極的に受け入れ、学び、そして身分を問わず芸事や音曲に関心が高く、日常的に芸術文化に親しんできました。

このように豊かな情操を育む環境は、今日の盛岡の「ギャラリーの多いまち」「書店の多いまち」「喫茶店の多いまち」などの特色に受け継がれ、市街地の魅力形成に大きな影響をもたらしてきました。

また、本市は、近代的な都市機能が調和した魅力ある都市としても発展し、旧都南村及び旧玉山村との合併時においても、それぞれの村の歴史・文化を尊重しながら、統一性のある文化行政の推進に努めてきました。

そして、この文化的風土を未来に受け継ぎ発展させていくためには、市民の芸術文化活動の自主性・独立性を尊重しながら、行政がどのように関わっていくかが重要となります。

他方、このように「ふるさとの未来を支える人材の育成」を進めるため、広く市民が芸術文化に親しむことができるよう、各般にわたる施策に取り組んできたものの、市民の価値観の多様化に伴い、さらなるソフト施策の充実とともに、文化活動の拠点としての文化会館に対しては、より高い専門性が求められるようになりました。

本市にはそれぞれ個性を持つ四つの文化会館がありますが、同規模の自治体と比較して施設の質、量とも充実しており、市内で活動する多くの芸術文化団体の活動拠点として活用されています。

各文化会館については平成9年度までは市直営で行ってきましたが、より高い専門性や組織の継続性を求める市民のニーズに対応するとともに、



効率的な行財政経営という視点に立ち、一層の文化振興を推進するために、平成9(1997)年10月に財団法人盛岡市文化振興事業団(平成25(2013)年より公益法人化。以下「事業団」という。)が設立されました。

平成10年度からは市からの委託により各文化会館の管理運営を行うこととなり、また、平成18年度からは指定管理者として引き続き各文化会館の管理運営を担っており、本市の文化活動の振興に大きな役割を果たしてきました。

さらに、本市では教育委員会と事業団が連携を図りながら芸術文化行政施策を推進してきましたが、平成24年度からは、芸術文化担当組織の市長部局への移管を機に、教育の一環としての芸術文化から芸術文化を広くまちづくり施策の一つとして位置付けることとなり、今日に至っています。

2 芸術文化をいかしたまちづくりの取組

市ではこれまで、伝統芸能や街並みなどの地域文化をいかすとともに新しい芸術文化に取り組み、支援することにより、部局や行政施策の枠にとらわれずに地域課題の解決、地域の魅力向上、地域活性化に取り組んできました。

○地域の観光資源として芸術文化を活用し、芸術文化の振興と同時に観光振興を図っている例

チャグチャグ馬コ、さんさ踊り、盛岡秋祭り

○芸術文化により商店街の賑わいを創出している例

YOSAKOIさんさ、盛岡大神輿祭り

○新しい文化イベントにより人の賑わいを創出している例

いしがきミュージックフェスティバル

○独自の文化により地域産品のブランド力を形成している例

南部鉄器をはじめとする伝統工芸品や三大麺などの食文化をいかした観光交流

○遊休施設の改修(リノベーション)や再利用による地域再生の例

旧第九十銀行をもりおか啄木賢治青春館としてリノベーションし、先人を学べるとともに、芸術文化活動の拠点となっている。

浜藤の蔵をもりおか町家物語館としてリノベーションし、気軽に足を運べるような鑑賞型プログラムを行うほか、地域と連携した取組によりコミュニティを活性化している。

○先人を活用した交流やまちづくりの例

石川啄木の顕彰・周知と若い世代の短歌づくりの振興のため、全国高校生短歌大会（短歌甲子園）の開催

○伝統芸能の保存継承の例

郷土芸能フェスティバルの開催

○映画をまちづくり・人づくりに活用している例

フィルムコミッションによる映画ロケ

○歴史的景観の保存活用している例

街並みモデルと町家等の保存活用

そして、これらの取組は、盛岡らしい有形・無形の価値や魅力を「盛岡ブランド」として位置付け、その磨き上げや市内外への発信する「盛岡ブランド推進計画」につながっています。

3 芸術文化に親しむ機会の提供

本市は四つの文化会館を有し、各文化会館の成り立ちや地域性に沿った各文化会館独自の活動のほか、四つの文化会館によるスケールメリットをいかした複合的な事業を展開することにより、市民の多様なニーズに応え、芸術文化に親しむ機会を提供しています。

文化会館を拠点とする芸術文化に親しむ機会の提供に関しては、事業団の自主事業として行うものと、各芸術文化団体等が行う事業への会場提供やサポートがあります。

事業団の自主事業として、各文化会館の特徴をいかした芸術鑑賞事業のほか、市民協働による自主制作事業や他公共ホールとの共同制作事業を実施するとともに、芸術文化活動を体感し、自らも表現できる機会を提供するため、各種講座・ワークショップを実施し、市民が優れた芸術文化に親しむ機会を提供しています。アンケートなどにより市民ニ



ズを把握しながら、招聘型の芸術鑑賞事業や、自主制作の公演・コンサートなどを行っています。プロフェッショナルな作品から市民の芸術文化活動における作品の発表・展示，芸術文化の解説を交えながら鑑賞するリサイクルなど，様々なシーンに合わせて芸術文化に触れる機会を提供しています。

さらに，自主事業のほかに報道機関や文化団体等と共催で芸術鑑賞事業を実施しているほか，共催・後援による支援，芸術文化団体等との協働による公演を行うとともに，情報誌（ぼけっと）の発行や芸術鑑賞友の会事業（*m*フレンズ）を展開し，鑑賞気運の醸成に取り組んでいます。

また，本市では芸術家の家族や愛好家など様々な方からの寄附，盛岡芸術祭出展品の購入などにより，絵画や版画など約3,200点の美術品を所蔵しています。

これら美術品は年に1回，市民文化ホール展示ホールを会場に市所蔵作品展（盛岡市コレクション展）を開催し，盛岡ゆかりの優れた美術作品に触れる機会を提供しているほか，市のホームページに盛岡市インターネット美術館を開設しており，気軽に作品を楽しむことができます。そのほか，市内にある深沢紅子野の花美術館，先人記念館や県立美術館等へ絵画の貸出しも行っています。

本市では四つの文化会館のほか，もりおか歴史文化館やもりおか町家物語館，もりおか啄木賢治青春館といった記念館や資料館を有しており，様々な芸術文化活動を展開しています。なお，各施設の詳細については，市ホームページに掲載しております。

(1) 盛岡劇場



盛岡劇場は，東北では初となる演劇専用劇場として大正2（1913）年9月23日に開場し，その姿は東京帝国劇場を手本にしています。

旧盛岡劇場では，演劇はもちろんのこと，映画の上映，音楽活動の拠点として本市における芸術文化の中心でした。

特に八幡町「幡街（ぼんがいの）」の近くに劇場ができたことにより，幡街芸妓衆の修行の成果を披露する会場として格好の場となりました。

その後、施設の老朽化により解体されましたが、市制100周年記念施設として、平成2(1990)年7月1日に旧盛岡劇場跡地に河南公民館と併設して開場。市民から「もりげき」という愛称で親しまれる本劇場は、メインホール(518席)及びタウンホールを備え、演劇に特化した劇場の特性をいかした公演を行っています。

特に、施設の歴史性に鑑み、地域と連携した「市民協働」による芸術文化の振興を図っており、平成17(2005)年には、これまで行ってきた地域芸術の環境づくりの功績が認められ、第1回JAFRAアワード(総務大臣賞)を受賞しました。

演劇に特化した劇場の特性をいかし、「演劇の広場づくり事業」として、長年にわたり気軽に演劇に親しんでいただけるよう幅広い年齢層を対象とした多角的な演劇事業や、演劇関連の各種講座「もりげき演劇アカデミー」を市民と協働して幅広く展開し、また、地元在住の作家らが中心となって出演する「盛岡文士劇」公演等の事業を通じ、演劇の芸術拠点として、本市の演劇振興を図っています。

特に、盛岡にこだわったテーマで公演を行う「劇団モリオカ市民」公演は、平成18年度にスタートし2年に1回のペースで開催しており、キャスト・スタッフすべてが公募による市民や地元演劇人で構成され、“演劇のまち 盛岡”を代表する事業となっているほか、タウンホールでは、「もりげきライブ」を毎月開催し、20年以上続く事業として盛岡の音楽シーンを支えてきました。



(注) JAFRAアワード(総務大臣賞)

一般財団法人地域創造が実施している表彰で、地域における創造的で文化的な表現活動のための環境づくりに特に功績のあった公立文化施設を顕彰し、全国に広く紹介することにより、公立文化施設のさらなる活性化を図り、美しく心豊かなふるさとづくりの推進に寄与することを目的としたもの。

(2) 盛岡市都南文化会館（キャラホール）



平成5(1993)年に都南公民館と併設して開館。旧都南村時代に住民から機能の充実した文化会館の早期建設の要望が出され、平成4(1992)年の盛岡市との合併により、継続事業として引き継がれた経緯があります。

1,056席を備えた大ホールは、室内音楽専用ホールに近い性能を目指

した設計が施されています。目的に合わせて残響時間が調整できる残響可変装置も完備。客席は、舞台と一体となるワンスロープ形状となっています。

「キャラホール」の愛称で呼ばれている会館は、音楽に適したホール特性をいかし、音楽公演・各種音楽講座を実施しているほか、ファミリー向けのコンサートなど、幅広い年齢層が気軽に芸術に親しめる環境づくりを行っています。地域の芸術文化・学習拠点として子どもから高齢者まで多くの市民が集う場の形成を図っています。

音楽に適したホールの特性をいかし、ジャズを様々な切り口から分かりやすく解説し、最終回にはライブを楽しんでもらう毎年人気のジャズ鑑賞講座や、声楽家による実演も交えたオペラ鑑賞講座などを企画し、キャラホールや盛岡市民文化ホールで行われるジャズやオペラ公演と連動して開催しています。

また、設立から23年が経過し、キャラホールの看板事業となった「キャラホール少年少女合唱団コンサート」のほか、「キャラホール合唱祭」や「童謡・唱歌を歌う会」などの合唱発表会、「ピアノ開放DAY」、地元社会人吹奏楽団の全面協力による「みんなで吹奏楽体験」を開催するなど、公民館併設館としての特徴をいかし、公民館の講座と連携を図りながら、事業を行っています。



(3) 盛岡市民文化ホール



盛岡市民文化ホールは、市制100周年記念施設として平成10(1998)年4月に開館しました。市中心部に近く盛岡駅西口という立地の良さもあり、東北有数の事業規模と集客数を誇る、岩手県の中心文化会館の一つとして、市内はもとより、県内外からの利用者も多い施設です。

大ホール(1,516席)にはオーケストラピット、オペラカーテンを備え、小ホール(356席)には、県内の公立ホールとしては初のパイプオルガンが設置されるなど、高い機能を有し、大ホール、小ホール、展示ホールのいずれも極めて高い利用率となっています。

また、大ホールはコンサートやオペラ、バレエ、ミュージカルといった芸術文化分野のほか、全国大会や式典などのコンベンション利用者からの評価も高く、多目的に利用されているのが特徴です。

大ホールではオーケストラピットを活用したオペラ公演や、著名な演奏家のリサイタルなど、クラシック音楽を中心とした質の高い演奏会を数多く開催しています。

世界的にも評価の高いガルニエ社製作のパイプオルガンを設置している小ホールでは、専属オルガニストを中心にコンサートの招聘や各種講座を数多く実施し、パイプオルガン音楽の普及を図っています。

展示ホールでは、絵画・彫刻など国内外の優れた美術展を開催しているほか、市民ギャラリーとして、グループ展などに利用されています。



(4) 盛岡市渋民文化会館（姫神ホール）



玉山地域の芸術文化活動の拠点施設として、603席を備えたホールに渋民公民館・渋民図書館を併設し、平成7(1995)年6月に開館しました。

開館以来、主催事業として実施してきた「小中学校芸術鑑賞事業」や陸海空の自衛隊音楽隊による「ふれあいコンサート」「姫神寄席」など、

現在では地域住民の恒例行事として定着したものも多く、「姫神ホール」の愛称で呼ばれ、地域住民をはじめ多くの人々に広く親しまれています。

公民館併設館としての特徴をいかし、玉山地域芸術文化団体連絡会及び地区公民館等との連携による「玉山地域公民館まつり」や石川啄木生誕の地としての、公民館・図書館等との連携による「啄木祭」をはじめ、「全国高校生短歌大会」や「全国俳句大会」などの啄木顕彰事業、外山節発祥の地としての「外山節全国大会」,「民謡まわり舞台」等の民謡のふるさと関連事業など、年間を通して様々な事業を展開しています。

さらに文化会館を気軽に利用し、理解を深めてもらうための「姫神ホールピアノ開放」や、バックステージツアーも含む「舞台スタッフ体験講座」を実施しています。



4 自主的・創造的な芸術文化活動の育成と支援

本市では、地元での芸術文化を担う人材や団体を育成し、支援を行う取組として、芸術文化団体や個人の芸術文化活動について、共催・後援を行い、公演の周知協力などの支援を行っているほか、毎年春には盛岡芸術協会と共催で盛岡芸術祭を開催しています。共催については市の媒体を活用した広報を行うほか、文化会館を使用する場合は利用料の減免も行ってい

ます。

平成27年度の実績では、本市が全体で共催8件、後援52件となっており、共催は盛岡芸術祭や啄木祭といった盛岡ならではの事業を、後援は市民団体や大学等が行う演奏会や演劇の分野を中心に行っています。

事業団においても、様々な共催・後援により、人材育成と市民の芸術文化活動の支援を行っています。事業団が平成27年度に共催・後援を行った実績では、全体で共催18件、後援15件となっており、共催の内容別にみると、報道機関や岩手県民会館と予算面、運営面で取り組んだものが7件、市民団体等が行う鑑賞事業に対し会場提供するなど名義共催したものが3件、市民協働事業や実行委員会形式の事業に参画する形のもものが8件となっています。

また、各文化会館が特色をいかした様々な事業を展開しており、代表的なものとしては、盛岡劇場の幅広い年齢層を対象とした演劇講座「もりげき演劇アカデミー」や演劇に関連した図書の貸出し、都南文化会館の「少年少女合唱コンサート」、市民文化ホールの参加者レベルに合わせた「パイプオルガン講座」、渋民文化会館の「民謡入門講座」などが挙げられます。

また、文化会館を併設する公民館は、市民の日常的な芸術文化活動の場や成果を発表する場として各種実習室やホール、展示室を提供しています。

そのほか、各文化会館に舞台技術者を常時配置し、打合せ段階から本番まで、専門的、技術的なアドバイスを行うほか、舞台設営の指導、補助などの支援を行っています。

(1) 盛岡文士劇

文士劇とは、作家や新聞記者といった文学者、いわゆる文士が演者となるアマチュア演劇です。

日本初の文士劇は、明治23年の尾崎紅葉らによる文学結社・硯友社劇とされ、広く知られるようになったのは、明治時代に在京新聞社の劇評記者によって組織された若葉会と、その後身である東京毎日新聞演劇会による公演です。



特に、文藝春秋社が主催した文士劇は、昭和9(1934)年の『文藝春秋』の愛読者大会に始まり、昭和27(1952)年から25年間にわたって毎年開催され、三島由紀夫や五木寛之など当時の流行作家が出演することで、一般にも高い人気を誇っていました。

盛岡文士劇の歴史をたどると、鈴木彦次郎氏らが発起人となって、昭和24(1949)年12月22日、岩手県公会堂で初めて行われ、歳末恒例の盛岡名物として親しまれてきましたが、13回続いたのち昭和37(1962)年の公演をもって中断。その後、月日の流れとともに文士劇の復活を願う声が高まり、地元作家、企業、行政が協力し、33年の時を経て平成7(1995)年11月26日、盛岡の冬の風物詩、庶民文化の継承として盛岡劇場で見事に復活しました。

現在、日本で唯一の文士劇と言われ、“演劇のまち 盛岡”が誇るブランドとしてその名を全国にとどろかせています。

復活後の盛岡文士劇の特徴は、地元テレビ局のアナウンサーらが盛岡弁でお芝居を行う「現代物」と、地元にゆかりのある文士、名士らが出演する「時代物」、そして実行委員が賑々しく御挨拶を申し上げる「口上」の三部構成となっており、「現代物」「時代物」「口上」どれも見所が満載で、毎回チケットが完売するという人気公演です。

このように、復活してから20年以上が経過してもなおこのように多くの方が文士劇を楽しみにしてくださるのは、“演劇のまち 盛岡”で活躍する地元演劇人が熱意を持って公演制作に携わっている証でもあります。

(2) 全国高校生短歌大会（短歌甲子園）

全国高校生短歌大会は、近代短歌に新しい世界を切り開いた青春の歌人・石川啄木を顕彰するとともに、啄木にふさわしく若い世代の短歌づくりを振興するため、啄木が生まれ育った盛岡市において開かれる、全国高校生短歌大会実行委員会が主催する全国の高校生を対象とした短歌大会です。



1 チームは3人で構成され、予選審査を経て選考された全国の高校36

チームが、盛岡劇場メインホールを舞台として、3日間にわたり熱戦を繰り広げます。

本大会は、平成18(2006)年に石川啄木生誕120年を記念して始められ、第1回大会は17校21チームが参加し、啄木が少年期を過ごした盛岡市渋民にある姫神ホールにおいて開催されました。回を重ねるごとに予選参加校は増え、平成26(2014)年の第9回大会には北は北海道、南は福岡県から過去最高の50校76チームの参加申し込みがありました。平成28(2016)年には盛岡市・玉山村合併10周年及び石川啄木生誕130年を記念して、「石川啄木のふるさと」及び「短歌甲子園10年のあゆみ」と題したパネル展を開催しました。

(3) 盛岡芸術祭

盛岡芸術祭は、盛岡芸術協会が主催する市民の芸術祭です。年に1回、総合芸術発表の場、鑑賞の場として本市と共催で開催され、日本画、洋画、写真、彫刻、工芸、茶道、華道、三曲、邦舞、能楽、演劇、洋舞、民謡、ピアノ、弦楽、管弦楽、吹奏楽、声楽、合唱、俳句など、多岐に渡る部門で市民の芸術活動について意識を高める場という役割を担ってきました。数部門ごとに期間を分けて開催しており、盛岡市民文化ホールをはじめ、市内の様々な会場で行っています。



市民が誰でも気軽に参加できることを目指し、昭和47(1972)年の第1回を皮切りに、平成29(2017)年までに46回開催され本市の総合的な芸術活動の場として定着しています。

主催の盛岡芸術協会は、本市における芸術文化の振興発展を図ることを目的に、昭和46(1971)年、有志により発足しました。当初の会長であった作家・鈴木彦次郎氏のもと、本市の芸術文化の振興を図り、市民の創造活動を促進し、人間性豊かな美しい文化都市盛岡を築こうと会員で知恵を出し合い工夫しながら歩み、当初は15部門だった活動も、現在では21部門と幅を広げて総合的に活動しています。

(4) いしがきミュージックフェスティバル

いしがきミュージックフェスティバルは、盛岡城跡公園を中心とした中心市街地活性化を図るため、盛岡城跡公園をメイン会場に、盛岡駅前、大通り、菜園、肴町エリアに特設ステージを設置し、有名アーティストや地元出身のアーティストがライブをする人気の音楽イベントです。平成29年度で11回目の開催を迎えました。



世代を超えて多くの人に楽しんでいただけるように、全会場入場無料で開催しており、フェスティバル当日は、県内外から多くの方が来盛し、会場のみならず商店街にも人が溢れます。

音楽のほかにも、東日本大震災の復興支援の一環として、飲食ブースには沿岸被災地の飲食店を積極的に誘致しています。また、もりおか歴史文化館前では、グルメイベントを併催し、県内外のご当地人気店が駆けつけます。

本フェスティバルの運営には、地元マスメディア、商業施設、商店街、盛岡市が中心市街地の活性化を共通の目的として、官民一体となって取り組んでいます。

(5) もりおか映画祭

もりおか映画祭は、5館14スクリーンが集積する映画館通りを主会場として、中心市街地の活性化を図るとともに、盛岡市民が長年育んできた映画文化の継承及び発展を図ることに加え、市民が一体となれることを目的として開催しています。



盛岡で開催する映画祭としては、平成9(1997)年から平成18(2006)年にかけて開催された「みちのく国際ミステリー映画祭」、平成19(2007)

年に開催された「いわて盛岡映画祭」等を合わせると平成29年度で20回目の開催となります。

映画祭の運営は、盛岡市と映画館のほか、市民や地元企業、商店街などと協働で取り組んでおり、各映画館での映画上映のほか、ゲストを招いたトークショーや、半券チケットキャンペーン、市民の応募による「映画」をテーマとしたポスター・絵画の展示、映画文化の更なる醸成と映画の街盛岡の魅力を発信する担い手の育成を目的としたワークショップの開催など、多くの市民が世代を超えて参加できるイベントを企画しています。

(6) 彫刻シンポジウム

昭和50(1975)年に「彫刻のある街と市民文化の推進」を掲げ、岩手大学構内で第1回の彫刻シンポジウムを開催して以降、活動を続けています。市民が気軽に彫刻に親しんでもらえるよう、公園や美術館などだけではなく、ビルの前や歩道の小さな空間にも彫刻がある風景をつくり、街中で自然に彫刻に触れ合えるまちづくりに貢献しています。



彫刻は、盛岡出身で日本を代表する彫刻家・舟越保武氏の彫刻が多く、それ以外でも多くの彫刻家の作品が展示されています。また、路上の空き地スポットには、彫刻シンポジウムでの作品も多く並べられています。

古い街並みと近代的な街並みが調和する盛岡の町に彫刻は魅力的な空間を創出し、市民だけではなく、訪れる観光客をも楽しませています。

(7) 深沢紅子野の花美術館

盛岡市の女流画家・深沢紅子(1903-1993)の作品を展示顕彰する美術館です。深沢家から本市に野の花を描いた水彩画200点と油彩画15点が寄贈されたことを契機に、全国の深沢紅子ファンにより熱心な設立運動が進められ、平成8(1996)年9月に開館しました。

美術館は、深沢紅子画業一生の基本的な理念である「誰知らぬ野の花

のように」のコンセプトどおり，市街地中心部を流れる中津川河畔に立地し，市民の心の憩いの場として，また全国の美術愛好家の集いの場として，多くの来館者に安らぎと癒やしの空間として親しまれています。

5 文化会館の整備と活用

(1) 適正な管理運営と計画的な施設設備の修繕・更新

本市の各文化会館は、平成2(1990)年から平成10(1998)年にかけて、ほぼ同じ時期に建設され、開館から27年を経過した施設もあります。これまで施設維持にあたり、修繕や設備の更新を行ってまいりましたが、各館とも施設や設備の破損や故障、機能維持のための応急的な修繕に留まっています。なお、最近の主な修繕内容は次のとおりです。

【最近の主な修繕内容】

文化施設	修繕年度	実施内容	金額(円)
市民文化ホール	27	大迫り減速機交換	2,835,000
	21	舞台吊物修繕	29,715,000
盛岡劇場	28	メインホール電動吊物装置交換修繕	10,368,000
	28	外壁修繕	4,683,680
	28	非常用放送設備交換修繕	831,600
	28	屋上防水修繕	13,974,120
	27	大迫り落下防止装置交換修繕	6,588,000
	26	ハロゲン化物消化設備貯蔵容器等交換修繕, 空調設備機器修繕	5,358,960
都南文化会館	28	外壁修繕	12,718,080
	27	非常用自家発電設備始動用バッテリー交換修繕	1,015,200
	26	吸収式冷温水発生機分解整備	7,992,000
渋民文化会館	26	屋上防水修繕	6,502,680
	21	吸収冷温水機水室チューブ内薬品洗浄及び過流探傷検査	1,942,500

(2) 市所蔵美術品の適正管理

市所蔵美術品の大部分は市民文化ホールの収納スペースで管理していますが、新たな作品を収納しきれない点数になってきています。

また、作品が大き過ぎて収納庫に入らないものもあり、やむを得ずほかの諸室に収納するなど、美術品の保管環境としては、適切とは言えない状況にあります。また、一部傷みが進んでいる作品もあります。

(3) 利用者の利便性向上

文化会館の日々の利用に際して寄せられる意見や要望のほか、事業団主催による文化会館利用団体懇談会を開催し、利用者から意見、要望等を聴いて、改善できるものから改善することとし、利用者の利便性の向上に努めています。

これまでの対応例としては、準備や片付けに係るホールの延長利用の運用見直し、ホームページでのホール空き情報の提供、ホール内の施設案内表示の充実、プロジェクター及びスクリーンの配備、階段等への手摺の設置や手摺付舞台用移動式階段の設置などがあります。

また、各文化会館の平成28年度の利用状況は、表1のとおりになっています。事業団の「自主事業」のほか、文化活動や成果を発表する場としての利用を含む「芸術文化活動」及び「大会・式典等のコンベンション」の利用延日数でみると、各ホールとも、芸術文化活動の利用が概ね50パーセント程度となっています。

また、座席数が1,000席を超える市民文化ホールの大ホール及びキャラホールでは、大会・式典等のコンベンションの比率がそれぞれ30パーセント前後と高くなっています。

このうち、市民文化ホールの大ホールでは、全国的な学会等の利用日数が多くなっています。

表1 平成28年度文化会館利用状況

	事業団の自主事業		貸館(市主催の大会等も含む)						ホール計
			芸術文化活動				大会・式典、講演会その他 ()内は学会等		
			鑑賞型	発表型	芸術文化活動の総数				
	日数	比率 %	日数 ①	日数 ②	日数①+②	比率 %	日数	比率 %	
盛岡劇場									
メインホール	95	42.0	16	82	98	43.4	33(0)	14.6(0)	226
タウンホール	95	39.9	10	126	136	57.1	7(0)	2.9(0)	238
都南文化会館	43	19.5	12	104	116	52.7	61(0)	27.7(0)	220
市民文化ホール									
大ホール	7	2.9	59	82	141	59.7	88(11)	37.3(4.6)	236
小ホール	117	29.1	27	200	227	56.5	58(11)	14.4(2.7)	402
展示ホール	122	51.5	0	111	111	46.8	4(4)	1.7(1.7)	237
浜民文化会館	34	19.7	19	98	117	67.6	22(0)	12.7(0)	173
合計	513	29.6	143	712	946	54.6	273(26)	15.8(1.5)	1,732

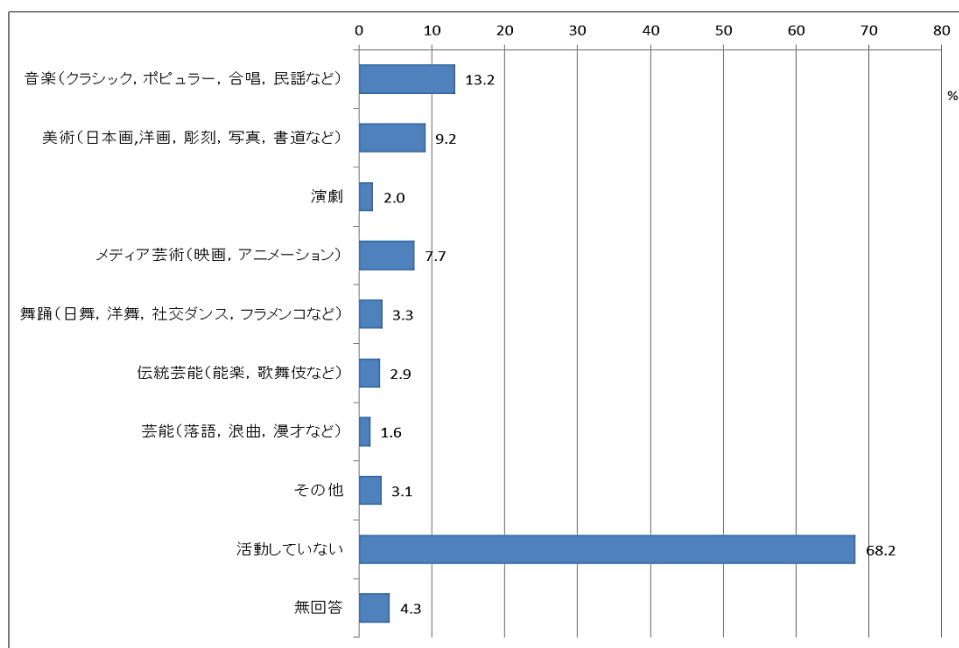
※ 日数は、催事ごとの日数を合計した数字となり、1日に複数の催事があった場合は、それぞれ1日としています。
大会・式典等のコンベンション欄の()書きは、日数のうち、学会など東北～全国規模の催事で利用した日数

【資料2】市民意識調査の結果

平成27年度に芸術文化について行った市民意識調査の結果は次のとおりです。

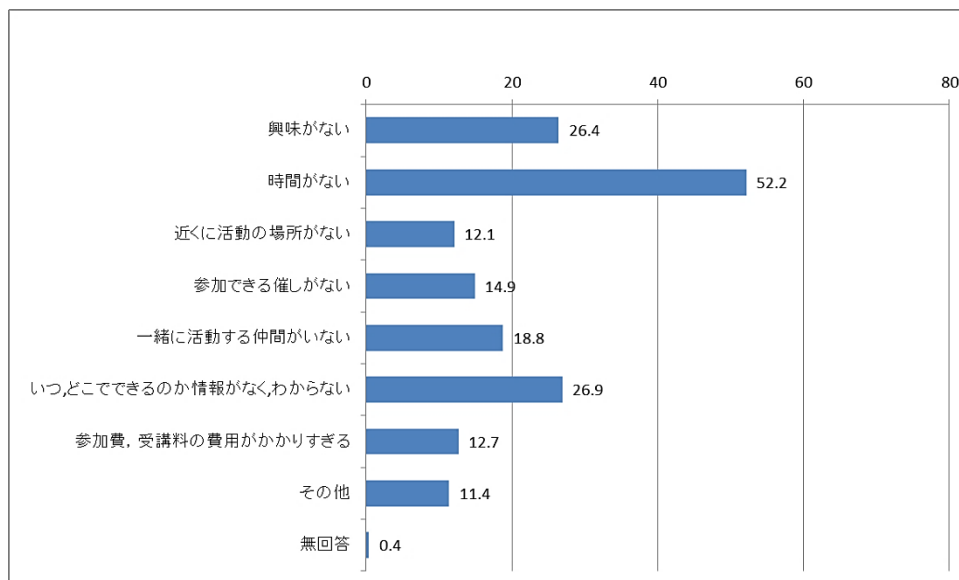
【問1 芸術文化活動の内容】

「活動していない」の割合が約7割と最も高いことから、気軽に芸術文化活動に親んでもらう機会の提供方法を検討していく必要があります。



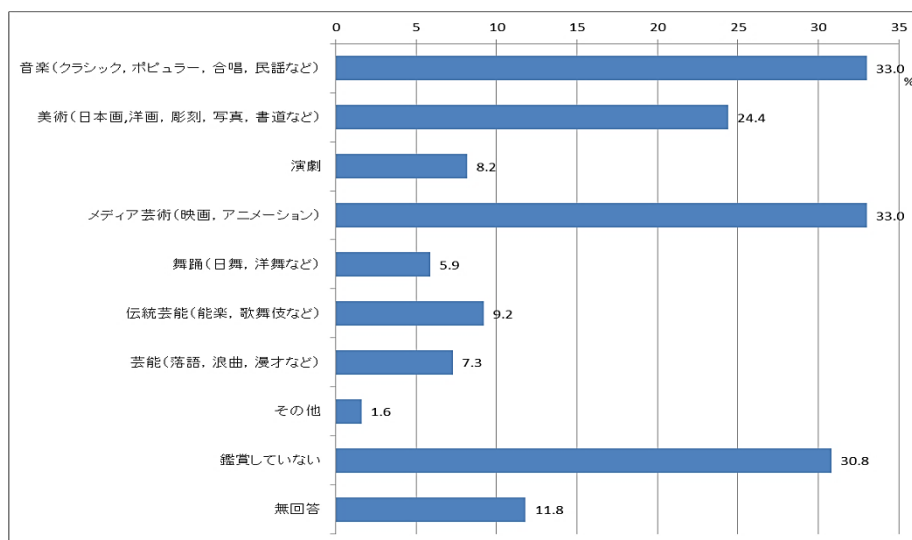
【問2 活動しない理由】

「時間がない」の割合が52.2パーセントと最も高いが、次いで「いつでもできるのか情報がなく、わからない」の割合が26.9パーセントと続いています。



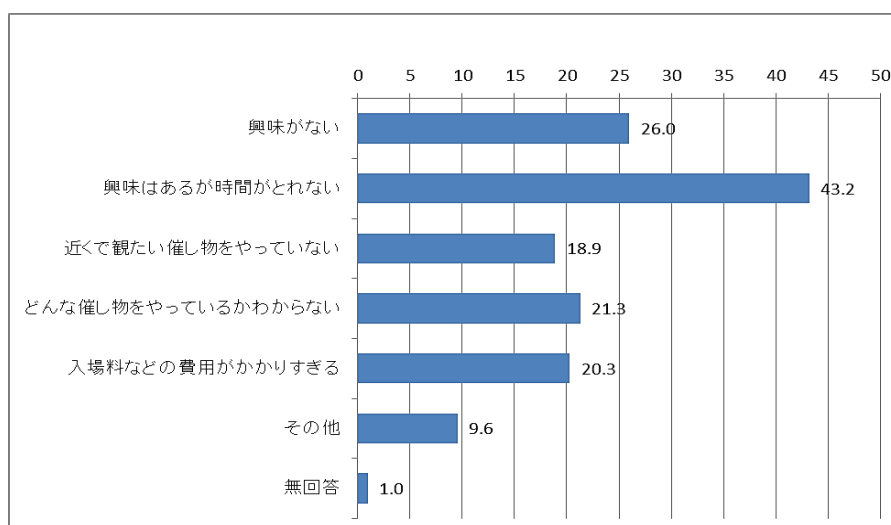
【問3 芸術文化鑑賞の内容】

音楽（クラシック、ポピュラー、合唱、民謡など）」と「メディア芸術（映画、アニメーション）」の割合が33パーセントと最も高いが、次いで「鑑賞していない」の割合が30.8パーセントと続いています。ここ1年間芸術鑑賞を行わなかった市民が約3割もいる結果となりました。



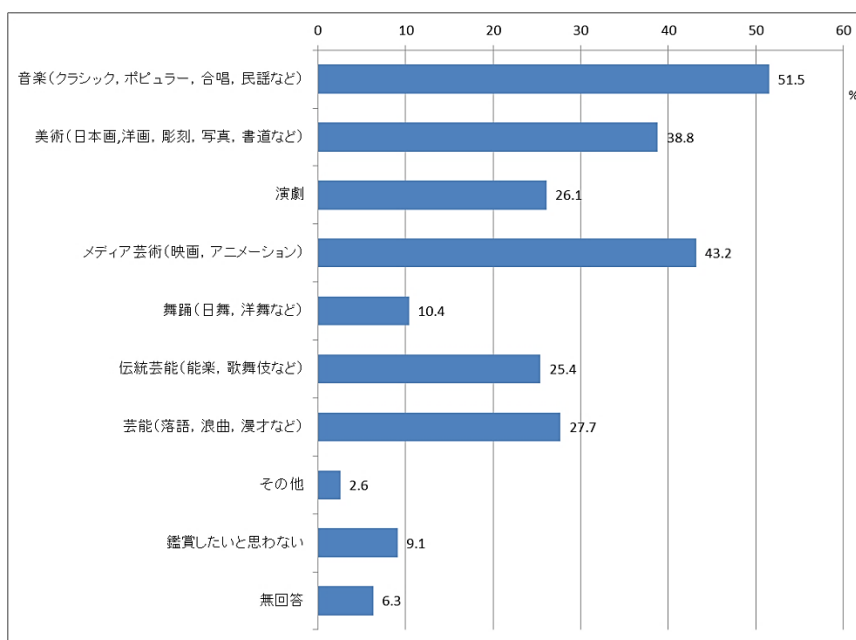
【問4 鑑賞しない理由】

「興味はあるが時間が取れない」の割合が43.2パーセントと最も高く、次いで「興味がない」の割合が26パーセント、「どんな催し物をやっているかわからない」の割合が21.3パーセントと続いています。このことから鑑賞者を増やすためには、情報提供が重要で周知の工夫の必要があると考えられます。



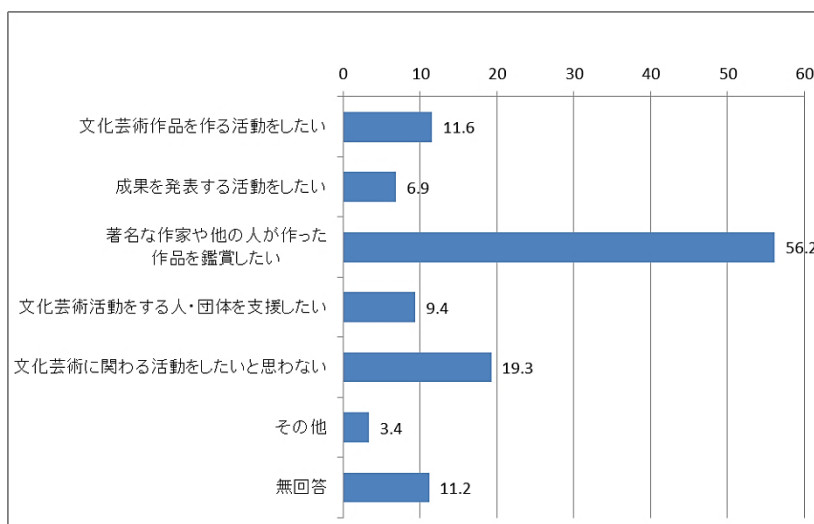
【問5 芸術文化鑑賞したい分野】

問3は「鑑賞していない」が30.8パーセントでしたが、この問5では、「鑑賞したいと思わない」が9.1パーセントで、また、鑑賞したい分野も実際に鑑賞した割合よりどの分野でも高く、芸術鑑賞に関する潜在的な関心は高いと考えられます。



【問6 芸術文化との関わり】

「著名な作家や他の人が作った作品を鑑賞したい」の割合が56.2パーセントと最も高くなっています。



【問7 芸術文化の振興】

「コンサートや美術展などの開催情報を提供する」の割合が43.6パーセントと最も高く、次いで「コンサートや美術展などの開催を増やす」の割合が35.2パーセントと続いており、情報提供の方法を検討していく必要があります。

